

報告第20号

西宮市職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件

西宮市職員定数条例の一部を改正する条例を制定するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき意見について、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により、令和元年11月21日に教育長の臨時代理により別紙のとおり決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和元年12月11日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松司郎

(別 紙)

西宮市職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和元年 11月 21日

西宮市教育委員会

西宮市条例第一号

西宮市職員定数条例の一部を改正する条例

西宮市職員定数条例（昭和24年西宮市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(臨時的に雇用される者を除く。)」を削る。

第2条第1号中「2, 255人」を「2, 262人」に改め、同条第7号中「605人」を「598人」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

令和2年4月1日付組織改正において、全庁的な生涯学習推進体制の構築及び人権施策の一体的・効率的な推進を図るために、教育委員会社会教育部の事務の一部を市長事務部局に移管することに伴い所要の改正を行うため。

西宮市職員定数条例改正（案）

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において職員とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、教育委員会及び上下水道局の事務部局、教育委員会の所管に属する学校・園その他の教育機関、消防局及び消防署並びに市立中央病院に常時勤務する地方公務員で、一般職に属するものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において職員とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、教育委員会及び上下水道局の事務部局、教育委員会の所管に属する学校・園その他の教育機関、消防局及び消防署並びに市立中央病院に常時勤務する地方公務員で、一般職に属するもの<u>（臨時に雇用される者を除く。）</u>をいう。</p>
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市長の事務部局の職員 <u>2, 262人</u> (2) 議会の事務部局の職員 18人 (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 12人 (4) 監査委員の事務部局の職員 12人 (5) 農業委員会の事務部局の職員 7人 (6) 公平委員会の事務部局の職員 1人 (7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学 	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市長の事務部局の職員 <u>2, 255人</u> (2) 議会の事務部局の職員 18人 (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 12人 (4) 監査委員の事務部局の職員 12人 (5) 農業委員会の事務部局の職員 7人 (6) 公平委員会の事務部局の職員 1人 (7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学

<p>校・園その他の教育機関の職員 <u>598人</u></p> <p>(8) 消防局及び消防署の職員 522人</p> <p>(9) 上下水道局の事務部局の職員 265人</p> <p>(10) 市立中央病院の職員 249人</p> <p>(職員の定数の配分)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる職員の定数の配分は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第4条 休職者（在籍専従休職者を含む。）、併任者、消防吏員のうち初任教育又は救急救命士養成研修中の者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体へ派遣された者並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年西宮市条例第34号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する法人へ派遣された者（当該法人が給与を負担する者に限る。）は、第2条に定める職員の定数の外に置くことができる。</p>	<p>校・園その他の教育機関の職員 <u>605人</u></p> <p>(8) 消防局及び消防署の職員 522人</p> <p>(9) 上下水道局の事務部局の職員 265人</p> <p>(10) 市立中央病院の職員 249人</p> <p>(職員の定数の配分)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる職員の定数の配分は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第4条 休職者（在籍専従休職者を含む。）、併任者、消防吏員のうち初任教育又は救急救命士養成研修中の者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体へ派遣された者並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年西宮市条例第34号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する法人へ派遣された者（当該法人が給与を負担する者に限る。）は、第2条に定める職員の定数の外に置くことができる。</p>
---	---

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。